平成２１年（フ）第４１６号
和歌山市園部416番地の４
債務者　平山　和信
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４１７号
和歌山市向152番地の１―207
債務者　福田　恵理
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４１９号
和歌山市西庄1073番地の25　メゾンドヴェール西ノ庄201号
債務者　末永　紀子
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４２１号
和歌山市向44番地の10
債務者　樫原　典子
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４２２号
和歌山県岩出市根来1007番地の７
債務者　林　　豊
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４２３号
和歌山県紀の川市上丹生谷498番地２
債務者　山下　芳生
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４２４号
和歌山市南材木丁２丁目３番地の１　シティヴィラ城東２Ｅ号室、住民票上の住所和歌山市西大工町13番地の３
債務者　山本　智佐
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４２６号
和歌山県紀の川市貴志川町国主267番地44
債務者　口井香州美
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４２８号
和歌山県岩出市西国分133番地の１　Ｉ―1003号
債務者　小原　　晃
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４２９号
和歌山県紀の川市貴志川町丸栖1171番地31
債務者　吉原　利文
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４３３号
和歌山市岩橋712番地の10
債務者　隈井　和彦
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６３号
山形県酒田市亀ケ崎１丁目６番60号
債務者　加藤　隆一
１　決定年月日時　平成21年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第２２９３号
札幌市厚別区厚別南１丁目４番24号　サンシャインコーポ103号
債務者　安富眞由美
１　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３０４号
札幌市西区発寒６条12丁目６番１号
債務者　佐藤喜美子
１　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３０７号
札幌市南区南33条西９丁目２番11号
債務者　高橋　輝行
１　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３１５号
札幌市東区北７条東７丁目12番地11　道営住宅４号棟４階411号
債務者　佐藤　文惠
１　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３１８号
札幌市中央区宮の森３条８丁目２番59号　拓殖ハイツＣ―２号
債務者　瓜生　明子
１　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３３２号
北海道江別市東野幌町32番地の６　井本只司方
債務者　佐藤　末男
１　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部